

第二大和の里（ユニット型） 重要事項説明書
（愛知県指定事業所番号 第2373901582号）

第二大和の里はご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供します。
施設の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことをご案内いたします。

第二大和の里のご利用は、原則として要介護認定の結果「要介護3」・「要介護4」・「要介護5」の認定をされた方が対象となります。 要介護認定をまだ受けていない方でも入所は可能です。

目次

1. 施設経営法人	2
2. ご利用施設	2
3. 居室の概要	2
4. 職員の配置状況	3
5. 提供するサービスと利用料金	4
6. 施設を退所いただく場合	11
7. 身元引受人等について	13
8. 苦情の受付について	14
9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について	14
〈重要事項説明書付属文書〉	15

1. 施設経営法人

- (1) 法人名 社会福祉法人 薫風会
- (2) 法人所在地 愛知県稲沢市六角堂東町一丁目3番地6
- (3) 電話番号 0587-23-7700
- (4) 代表名氏名 理事長 佐藤 栄司
- (5) 設立年月日 昭和 62年 12月 7日

2. ご利用施設

- (1) 施設の種類
指定介護老人福祉施設

- (2) 施設の目的

第二大和の里は、介護保険法令に従い、ご利用者が、その有する能力に応じ可能な限り自立した日常生活を営むことができるように支援することを目的として、ご利用者に、日常生活を営むために必要な居室及び共用施設等をご利用いただき、介護老人福祉施設サービスを提供します。

この施設は、身体上又は精神上著しい障害があるために常時の介護を必要とし、かつ、居宅においてこれを受けることが困難な方がご利用いただけます。

- (3) 施設の名称 特別養護老人ホーム 第二大和の里（ユニット型）
- (4) 施設の所在地 愛知県稲沢市井堀野口町 27 番地
- (5) 電話番号 0587-36-8011
- (6) 施設長氏名 伊藤 愛
- (7) 第二大和の里の運営方針

ご利用者様やご家族様の笑顔あふれるライフステージを提供するため“あたたかい心”と“おもてなしの精神”を持って心のケア・身体のケアをお手伝いします。

- (8) 開設年月日 平成 26 年 4 月 1 日
- (9) 利用定員 30 人

3. 居室の概要

第二大和の里(ユニット型)では以下の居室・設備をご用意しています

居室・設備の種類	室数	備考
1人部屋(個室)	30室	各ユニット10室
共同生活室	3室	各ユニット1室
洗面設備	30箇所	
トイレ	15箇所	
談話室	3室	各ユニット1室
浴室	3室	各ユニット1室

上記は、厚生労働省が定める基準により、指定介護老人福祉施設に必置が義務づけられている施設・設備です。

<居室の変更>

- (1)ご利用者から居室の変更希望の申し出があった場合は、居室の空き状況により施設でその可否を決定します。また、ご利用者の心身の状況により居室を変更する場合があります。
 - (2)感染症等により居室変更の必要があると医師が判断した者（入所期間が 30 日以内に限る）
 - (3)著しい精神状態等により、他の利用者の心身の状況に重大な影響を及ぼす恐れがあるとして、居室変更の必要であると医師が判断した者
- 上記に該当する場合は、ご家族との協議の上実施するものといたします。

4. 職員の配置状況

第二大和の里では、ご利用者に対して指定介護老人福祉施設サービスを提供する職員として、以下の職種の職員を配置しています。

<主な職員の配置状況>

※職員配置については、指定基準を遵守しています。

令和 7 年 4 月現在〔単位：名〕

職 種	配置人数※1
1. 施設長（管理者）	1 名
2. 医師	1 名（非常勤可）
3. 介護職員	10 名以上
4. 看護職員	1 名以上
5. 機能訓練指導員	1 名
6. 生活相談員	1 名以上
7. 介護支援専門員	1 名以上
8. 栄養士又は管理栄養士	1 名以上

※1 指定基準：利用定員 30 名に対しての必要配置人数

<主な職種の勤務体制>

職 種	勤 務 体 制
1. 医 師（内科）	毎週火曜日 2 時間(13:00～15:00)
2. 介 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 早番： 7：00～16：00 3 名 日勤： 8：45～17：45 3 名 遅番：13：00～22：00 3 名 夜勤：22：00～翌7：00 2 名
3. 看 護 職 員	標準的な時間帯における配置人員 日勤： 8：45～17：45 1 名 遅番：10：45～19：00 1 名

4. 機能訓練指導員	標準的な時間帯における配置人員 日勤： 8：45～17：45 1名
------------	--------------------------------------

5. 提供するサービスと利用料金

第二大和の里が提供するサービスについては、次の2つの場合があります。

- (1)利用料金が介護保険から給付される場合
- (2)利用料金の全額をご契約者に負担していただく場合

(1)介護保険の給付の対象となるサービス（契約書第3条参照）

以下のサービスについては、居住費、食費を除き通常9割（～7割）が介護保険から給付されます。

〈サービスの概要〉

① 食 事

・第二大和の里では、管理栄養士等の立てる献立により、栄養並びにご利用者の体の状況及び嗜好を考慮した食事を提供します。

（食事時間） 朝 食： 7：30～ 9：30
 昼 食：12：00～14：00
 夕 食：18：00～20：00

②入 浴

・入浴又は清拭を週2回行います。
 ・寝たきりでも機械浴槽又はシャワー浴槽を使用して入浴することができます。

③排 泄

・排泄の自立を促すため、ご利用者の身体能力を最大限活用した援助を行います。

④機能訓練

・機能訓練指導員により、ご利用者の心身等の状況に応じて、日常生活を送るのに必要な機能の回復又はその減衰を防止するための訓練を実施します。

⑤健康管理

・医師や看護職員が、健康管理を行います。

⑥その他自立への支援

・寝たきり防止のため、できるかぎり離床に配慮します。
 ・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行うよう配慮します。
 ・清潔で快適な生活が送れるよう適切な整容が行われるよう援助します。

〈サービスの利用料金〉（契約書第7条参照）

下記の料金表によって、ご利用者の要介護度に応じたサービス利用の自己負担額と居室・食事に係る自己負担額の合計金額をお支払い下さい。

また、厚生労働省が定める告示等により、

令和3年4月より級地区分が6級地[単位×10.27円]となります。

【利用者負担額算出方法】

地域単価 10.27×単位数=〇〇円(1円未満切り捨て)

〇〇円-(〇〇円×負担割合÷(1円未満切り捨て))=△△円(利用者負担額)

※地域単価:10.27(稲沢市、6級地の単価)

※介護職員処遇改善加算の利用者負担額の計算も上記と同様です。

※実際の利用者負担額の算出は1ヶ月のサービス合計単位数により計算することもあります。その場合、1回ずつの計算とは端数処理で差異が発生する場合があります。

∴負担割合は1割負担の場合:0.9 ・2割負担の場合:0.8 ・3割負担の場合:0.7となります。

<基本施設サービス費(ユニット型個室)>

※R6.4改正

ご利用者の 要介護度	単位	1日当たりの負担金		
		1割負担の方	2割負担の方	3割負担の方
要介護1	670単位/日	688円	1,376円	2,064円
要介護2	740単位/日	759円	1,519円	2,279円
要介護3	815単位/日	837円	1,674円	2,511円
要介護4	886単位/日	909円	1,819円	2,729円
要介護5	955単位/日	980円	1,961円	2,942円

ご利用者がまだ要介護認定を受けていない場合には、サービス利用料金の全額をいったんお支払いいただきます。要介護の認定を受けた後、自己負担額を除く金額が介護保険から払い戻されます(償還払い)。償還払いとなる場合、ご利用者が保険給付の申請を行うために必要となる事項を記載した「サービス提供証明書」を交付します。

介護保険からの給付額に変更があった場合、変更された額に合わせて、ご契約者の負担額を変更します。また上記基本施設サービス費のほかに、下記加算が発生した場合は自己負担額に追加されます。

1日当たりの利用料金[単位×10.27円(6級地区分)]

加算名		単位数	利用料金 (×10.27円)	自己負担額		
				1割	2割	3割
看護体制加算	(Ⅰ)	6単位/日	62円	6円	12円	18円
	(Ⅱ)	13単位/日	133円	13円	26円	39円
夜勤職員配置加算	(Ⅰ)	13単位/日	133円	13円	26円	39円
日常生活継続支援加算	(Ⅰ)	36単位/日	369円	36円	73円	110円
個別機能訓練加算	(Ⅰ)	12単位/日	123円	12円	24円	36円
個別機能訓練加算	(Ⅱ)	20単位/月	205円	20円	41円	61円
若年性認知症入所者受入加算		120単位/日	1,232円	123円	246円	369円
精神科医療養指導加算		5単位/日	51円	5円	10円	15円
外泊時費用加算		246円/日	2,526円	252円	505円	757円
初期加算		30単位/日	308円	30円	61円	92円
退所前訪問相談援助加算		460単位/日	4,724円	472円	944円	1,417円
退所後訪問相談援助加算		460単位/日	4,724円	472円	944円	1,417円
退所時相談援助加算		400単位/日	4,108円	410円	821円	1,232円
退所前連携加算		500単位/日	5,135円	513円	1,027円	1,540円
看取り介護加算(Ⅰ)		72単位/日	739円	73円	147円	221円
死亡日以前31日以上45日以下						
看取り介護加算(Ⅰ)		144単位/日	1,478円	147円	295円	443円
死亡日以前4日以上30日以下						
看取り介護加算(Ⅰ)		680単位/日	6,983円	698円	1,396円	2,094円
死亡日前日及び前々日						
看取り介護加算(Ⅰ)		1,280単位/日	13,145円	1,314円	2,629円	3,943円
死亡日						
褥瘡マネジメント加算(Ⅰ)		3単位/月	30円	3円	6円	9円
褥瘡マネジメント加算(Ⅱ)		13単位/月	133円	13円	26円	39円
科学的介護推進体制加算(Ⅰ)		40単位/月	410円	41円	82円	123円
科学的介護推進体制加算(Ⅱ)		50単位/月	513円	51円	102円	153円
安全対策体制加算(初日のみ)		20単位/日	205円	20円	41円	61円
協力医療機関連携加算		50単位/月	513円	51円	102円	153円
身体拘束廃止未実施減算			10%/日減算			
栄養マネジメント未実施減算			5単位/日減算			
安全管理体制未実施減算			14単位/日減算			
介護職員処遇改善加算	(Ⅱ)		13.6%			

①看護体制加算

ア. 看護体制加算（Ⅰ） 常勤の看護師の配置

イ. 看護体制加算（Ⅱ） 基準を上回る看護職員の配置

②夜勤職員配置加算

夜勤を行う職員配置基準を超えて職員配置

③日常生活継続支援加算

一定の要件を満たす入所者の占める割合が一定割合以上の場合

④個別機能訓練加算

機能訓練指導員により個別機能訓練計画を実施した場合

⑤若年性認知症入所者受入加算

若年性認知症患者の特性やニーズに対応したサービス提供を行った場合

⑥精神科医療養指導加算

認知症を有する高齢者が3分の1以上を占めていて、精神科医師の定期的な療養指導が月2回以上行われた場合

⑦外泊時費用 ※1月につき6日を限度に算定／⑬外泊時在宅サービス利用費用

病院等に入院した場合、及び外泊を行った場合。また居宅に外泊した場合において、施設が提供する在宅サービスを利用した場合

⑧初期加算

入所に伴い様々な支援が必要なことから入所後30日に限り加算

⑨退所前訪問相談援助加算

入所者が退所し在宅生活等を行う際、援助・調整等を行った場合

⑩退所時後訪問相談援助加算

入所者の退所後30日以内に当該入所者の居宅を訪問し、当該入所者及びその家族等に対して相談援助を行った場合

⑪退所時相談援助加算

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅にて居宅系サービスを利用する場合において、相談援助等を行った場合

⑫退所前連携加算

入所期間が1月を超える入所者が退所し、その居宅において、居宅系サービスを利用する場合において、退所に先立って情報提供を行い、居宅系サービスの調整を行った場合

⑬看取り介護加算

医師が終末期であると判断した入所者について、看取り介護を行った場合

⑭褥瘡マネジメント加算

褥瘡発生を予防するため、褥瘡の発生と関連の強い項目について、定期的な評価を実施し、計画的に管理を行った場合

⑮科学的介護推進体制加算

さまざまなケアにより記録している利用者の状態像に関する情報について、厚生労働省が指定するデータベースに情報提供をし、得られるフィードバックをもとに、PDCAによりケアの質を高めていく取組を行った場合

⑯安全対策体制加算

事故発生の防止のための指針の作成・委員会の開催・従業者に対する研修の実施及びこれらを適切に実施するための担当者の配置を備えた体制に加えて、当該担当者が安全対策に係る外部の研修を受講し、組織的に安全対策を実施する体制を備えている場合

⑰協力医療機関連携加算

協力医療機関と実効性のある連携体制を構築し、入居者の急変時等に備え連携を強化するため、入所者の病歴等の情報共有や急変時等における対応の確認等を行う会議を定期的に行なった場合

⑱介護職員処遇改善加算

介護サービスに従事する介護職員等の賃金改善に充てる事が目的

<居住費(滞在費)・食費の負担軽減(負担限度額認定)>

世帯全員が市町村民税非課税の方（市町村民税世帯非課税者）や生活保護を受けておられる方の場合は、市町村へ申請をすることにより、「介護保険負担限度額認定証」が交付され、居住費(滞在費)・食費の負担が軽減される場合があります。

令和6年8月1日から基準となる額面と新たにご負担いただく金額が変わります。なお、居住費と食事に係る費用について、負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載している負担限度額とします。

■ 令和6年8月1日から

(日 額)

対象者		利用者負担 段階	居住費	食費
			ユニット型 個室	
生活保護受給者		第1段階	880円	300円
世帯の全員（世帯を分離している配偶者を含む）が市 民税非課税	老年福祉年金の受給者	第1段階	880円	300円
	本人の年金収入額+その他の合計 所得金額が年額80万円以下かつ、 預貯金等の合計額が650万円（夫 婦は1,650万円）以下	第2段階	880円	390円
	本人の年金収入額+その他の合計 所得金額が年額80万円超120万円 以下かつ、預貯金等の合計額が55 0万円(夫婦は1,550万円)以下	第3段階 ①	1,370円	650円
	本人の年金収入額+その他の合計 所得金額が年額120万円超以下か つ、預貯金等の合計額が500万円 （夫婦は1,500万円）以下	第3段階 ②	1,370円	1,360円
世帯に課税の方がいるか、本人が市民税課税		第4段階	2,066円	1,445円

(2)介護保険の給付対象とならないサービス（契約書第4条関係）

以下のサービスは、ご利用料金の全額がご契約者の負担となります。

（サービスの概要とご利用料金）

① 特別な食事

月に1回特別行事食を提供します。（1月は2回）

② 現金によるお小遣いの管理

喫茶利用、理美容サービス、その他日常生活に要する費用等をお小遣い帳に

て管理を行います。その写しを毎月郵送にて送付させていただきます。

③レクリエーション、クラブ活動

ご利用者の希望によりレクリエーションやクラブ活動に参加していただくことができます。

○ご利用料金 材料代等の実費をご負担いただきます。

④日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等利用者の日常生活に要する費用でご契約者に負担いただくことが適当であるものにかかる費用の実費をご負担いただきます。ただし、おむつ代は介護保険給付対象となっていますのでご負担の必要はありません。

⑤理 容

理美容師の出張による理容サービスをご利用いただけます。

○ご利用料金 実 費

⑥インフルエンザ予防対策

利用者及びご家族の意向を確認し、インフルエンザ予防接種を行います。

○ご利用料金 実 費

⑦ご利用者の移送に係る費用及び距離

ご利用者の通院や入院時の移送サービスを行います。ただし、協力病院以外に通院や入院時には、付き添いをお願いします。

⑧入院等による居住費

入院等によりベッドを確保する場合（1日2,066円）

⑨契約書第22条に定める所定の料金

ご利用者が契約終了後も居室を明け渡さない場合等に、本来の契約終了日から現実に居室が明け渡された日までの期間に係る料金（1日当たりご利用料金の50%）※経済状況の著しい変化その他やむを得ない事由がある場合、相当な額に変更することがあります。その場合事前に変更の内容と変更する事由について、変更を行う2ヶ月前までにご説明します。

(3)ご利用料金のお支払い方法（契約書第7条参照）

前記(1)、(2)の料金・費用は、1ヶ月ごとに計算しご請求します。（1ヶ月に満たない期間のサービスに対するご利用料金は、利用日数に基づいて計算した金額とします。）お支払いは翌月の指定日に指定の金融機関口座から自動引き落としさせていただきます。

(4)利用中の医療の提供について

医療を必要とする場合は、ご利用者の希望により下記協力医療機関において診療・入院治療を受けることができます。（但し下記医療機関での優先的な診療・入院治療を保証するものではありません。また、下記医療機関での診察・入院治療を義務づけるものでもありません。）

①協力医療機関(内科)

医療機関の名称	医療法人州栄会 山村外科
所在地	愛知県稲沢市小池 1 丁目 4 番 2 5 号
診療科	胃腸科／外科／整形外科／脳神経外科／リハビリテーション科

②協力医療機関(精神科)

医療機関の名称	医療法人社団秋桜会吉田クリニック
所在地	愛知県稲沢市大塚南 3 - 6 8
診療科	精神科／神経内科／心療内科

③協力医療機関(歯科)

医療機関の名称	吉川歯科クリニック
所在地	愛知県稲沢市井之口柿ノ木町 2 5 4
診療科	歯科

④協力医療機関(眼科)

医療機関の名称	広島眼科
所在地	愛知県稲沢市稲島東 3 丁目 1 2 9 番地
診療科	眼科

6. 施設を退所いただく場合

第二大和の里との契約では、契約が終了する期日は特に定めていませんが、以下のような事由があった場合には、第二大和の里との契約は終了し、ご利用者に退所していただくことになります。

- ①要介護認定によりご利用者の心身の状況が自立又は要支援と判定された場合
- ②第二大和の里が解散した場合、破産した場合又はやむを得ない事由により施設を閉鎖した場合
- ③施設の滅失や重大な毀損により、ご利用者に対するサービスの提供が不可能になった場合
- ④第二大和の里が介護保険の指定を取り消された場合又は指定を辞退した場合
- ⑤ご利用者から退所の申し出があった場合
- ⑥第二大和の里から退所の申し出を行った場合

(1)ご利用者からの退所の申し出（契約書第 17、18 条）（中途解約・契約解除）
契約の有効期間であっても、ご利用者から第二大和の里からの退所を申し出ることができます。その場合には、退所を希望する日の 7 日前までに解約届出書をご提出下さい。ただし、以下の場合には、即時に契約を解約・解除し、第二大和の里を退所することができます。

- ①介護保険給付対象外サービスの利用料金の変更に同意できない場合
- ②第二大和の里の運営規程の変更に同意できない場合
- ③ご利用者が入院された場合
- ④第二大和の里もしくはサービス従事者が正当な理由なく本契約に定める介護老人福祉施設サービスを実施しない場合
- ⑤第二大和の里もしくはサービス従事者が守秘義務に違反した場合
- ⑥第二大和の里もしくはサービス従事者が故意又は過失によりご利用者の身体・信用等を傷つけ、又は著しい不信行為、その他本契約を継続しがたい重大な事情が認められる場合
- ⑦他の利用者がご利用者の身体・財物・信用等を傷つけた場合もしくは傷つける恐れがある場合において、第二大和の里が適切な対応をとらない場合

(2) 第二大和の里からの申し出により退所していただく場合（契約書第 19 条参照）
以下の事項に該当する場合には、第二大和の里から退所いただく場合があります。

- ①ご契約者が、契約締結時にその心身の状況及び病歴等の重要事項について、故意にこれを告げず、又は不実の告知を行い、その結果本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ②ご利用者によるサービス利用料金の支払いが 6 ヶ月以上遅延し、相当期間を定めた催促にもかかわらずこれが支払われない場合
- ③ ご契約者又は契約書の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者に対して下記の例のようなハラスメント行為(身体的ハラスメント、精神的ハラスメント、セクシャルハラスメント及びこれに類似するハラスメント)を行い、改めるよう催告されたにもかかわらず、ハラスメント行為が改まらない場合

記

身体的ハラスメントの例 蹴る、たたく、つねる、手を引っかく、物を投げつける等

精神的ハラスメントの例 大声で威嚇する、怒鳴る、契約外のサービスを強要する等

セクシャルハラスメントの例 必要なく手、腕、体を触る、性的な言葉を投げかける

- ④ご契約者又は契約者の家族等が事業者又はサービス従事者もしくは他の利用者等の生命・身体・財物・信用等を傷つけ、又は重大なハラスメント行為を行い、もしくは著しい不信行為を行うことなどによって、本契約を継続しがたい重大な事情を生じさせた場合
- ⑤ご利用者が連続して 90 日以上病院又は診療所に入院すると見込まれる場合、もしくは入院した場合（契約書第 21 条参照）
- ⑥ご利用者が介護老人保健施設に入所した場合もしくは介護療養型医療施設に

入院した場合

第二大和の里ご利用中に、医療機関への入院の必要が生じた場合の対応は、以下の通りです。

①90 日以内の入院の場合は、退院後再び施設を利用することができます。但し、入院期間中は、外泊時費用(複数の月に ^{またが} 跨る場合は 12 日以内)をご負担いただきます。

②90 日以内の退院が見込まれない場合

90 日以内の退院が見込まれない場合は、解約となります。

(3) 円滑な退所のための援助（契約書第 20 条参照）

ご利用者が第二大和の里を退所する場合には、利用者の希望により第二大和の里はご利用者の心身の状況、置かれている環境等を勘案し、円滑な退所のために必要な以下の援助をご利用者に対して速やかに行います。

○適切な病院もしくは診療所又は介護老人保健施設等の紹介

○居宅介護支援事業者の紹介

○その他保健医療サービス又は福祉サービスの提供者の紹介

7. 身元引受人等について

(1)第二大和の里では、契約締結にあたり身元引受人の設定をお願いしています。

(2)身元引受人は、本重要事項説明書及び契約書における「代理人」とし、「代理人」とは、ご家族又は縁故者もしくは成年後見人等とします。

(3)身元引受人の職務は、次の通りとします。

イ)利用契約が終了した後、第二大和の里に残されたご利用者の所持品（残置物）をご利用者自身が引き取れない場合のお受け取り及び当該引渡しにかかる費用のご負担

ロ)民法 458 条の 2 に定める連帯保証人

(4)前号のロにおける連帯保証人は、次の性質を有するものとします。

イ)連帯保証人は、利用者と連帯して、本契約から生じる利用者の債務を負担するものとします。

ロ)前項の連帯保証人の負担は、極度額 1,000,000 円を限度とします。

ハ)連帯保証人が負担する債務の元本は、利用者又は連帯保証人が死亡したときに、確定するものとします。

ニ)連帯保証人の請求があったときは、事業者は、連帯保証人に対し、遅滞なく、

利用料等の支払状況や滞納金の額、損害賠償の額等、利用者の全ての債務の額等に関する情報を提供しなければなりません。

8. 苦情の受付について

(1) 第二大和の里における苦情の受付

第二大和の里における苦情やご相談は以下の専門窓口で受け付けます。

○苦情受付窓口（担当者）

〔生活相談員〕 岡島 奈美

○受付時間 毎週月曜日～金曜日 8：45～17：45

（電話番号） 0587-36-8011

(2) その他苦情受付機関

愛知県国民健康保険団体連合会 介護福祉室 苦情調査係

○所在地 名古屋市東区泉一丁目6番5号 国保会館

○受付時間 9：00～17：00

○電話番号 052-971-4165

稲沢市役所市民福祉部介護福祉課

○所在地 稲沢市稲府町1

○受付時間 8：30～17：00

○電話番号 0587-32-1293

愛知・名古屋ふくしネットワーク（NPO法人あいち福祉オンブズマン）

水谷法律事務所

○所在地 名古屋市中区丸の内3-5-35 弁護士ビル1004号

○電話番号 052-963-0338

9. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施なし

〈重要事項説明書付属文書〉

1. 施設の概要

(1) 建物の構造 鉄筋コンクリート造 4階建て

(2) 建物の延べ床面積 7,669,310 m²

(3) 併設事業

当施設では、次の事業を併設して実施しています

〔介護老人福祉施設（介護老人福祉施設第二大和の里）〕

平成12年4月1日 愛知県指定 2373900196号 定員80名

〔短期入所生活介護〕

平成12年3月28日 愛知県指定 2373900196号

空床利用型 特別養護老人ホームの定員80名以内

併設型 20名（多床室20名）

〔通所介護〕

平成12年3月28日 愛知県指定 2373900188号 定員25名

〔訪問介護〕

平成12年3月28日 愛知県指定 2373900162号

〔居宅介護支援事業〕

平成12年3月28日 愛知県指定 2373900212号

〔認知症対応型共同生活介護〕

平成12年3月28日 稲沢市指定 2373900204号 定員8名

〔小規模多機能型居宅介護〕

平成19年7月1日 稲沢市指定 2393900010号 定員25名

(4) 施設の周辺環境

1. 「自然の恵みと心の豊かさ 人が輝く文化創造都市」の稲沢市にあって自然と
うまく共存して利用しやすい施設です。

ご家族も気楽にお越しいただけますし、ボランティアの来所も多く、ご利用者と
のふれあいも高まっています。

2. 近隣に協力病院があり、その他専門医の往診も受けられ、きめ細かな健康管
理をしています。

2. 職員の配置状況

<配置職員の職種>

○介護職員

ご利用者の日常生活上の介護並びに健康保持のための相談・助言等を行います。3名のご利用者に対して1名の看護・介護職員を配置しています。

○生活相談員

ご利用者の日常生活上の相談に応じ、適宜、生活支援を行います。
1名の生活相談員を配置しています。

○看護職員

主にご利用者の健康管理や療養上の世話を行いますが、日常生活上の介護、介助等も行います。1名以上の看護職員を配置しています。

○機能訓練指導員

ご利用者の機能訓練を担当します。
1名の機能訓練指導員を配置しています。

○介護支援専門員

ご利用者に係る施設サービス計画（ケアプラン）を作成します。
1名の介護支援専門員を配置しています。

○医師

ご利用者に対して健康管理及び療養上の指導を行います。
2名の嘱託医を配置しています。

3. 契約締結からサービス提供までの流れ

ご利用者に対する具体的なサービス内容やサービス提供方針については、ご利用後作成する「施設サービス計画（ケアプラン）」に定めます。

「施設サービス計画（ケアプラン）」の作成及びその変更は次の通り行います。
(契約書第2条参照)

①当施設の介護支援専門員（ケアマネージャー）が施設サービス計画の原案作成やそのために必要な調査等の業務を行います。

②その担当者は施設サービス計画の原案について、ご利用者及びそのご家族等に対して説明し、同意を得たうえで決定します。

③施設サービス計画は、6ヶ月に1回、もしくはご利用者及びそのご家族等の要請に応じ、変更の必要があるかどうかを確認して、変更の必要のある場合には、ご利用者及びそのご家族等と協議して、施設サービス計画を変更します。

④施設サービス計画が変更された場合には、ご利用者に対して 書面を交付し、その内容を確認していただきます。

4. サービス提供における第二大和の里の義務（契約書第9条参照）

第二大和の里は、ご利用者に対してサービスを提供するにあたって、次のことを守ります。

- ①ご利用者の生命、身体、財産の安全・確保に配慮します。
- ②ご利用者の体調、健康状態からみて必要な場合には、医師又は看護職員と連携のうえ、ご利用者から聴取、確認します。
- ③非常災害に関する具体的計画を策定するとともに、ご利用者に対して、定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。
- ④ご利用者が受けている要介護認定の有効期間の満了日の30日前までに要介護認定の更新の申請のために必要な援助を行います。
またその他申請等ご利用者のご希望により代行援助を行います。
- ⑤ご利用者に提供したサービスについて記録を作成し、5年間保管するとともにご契約者またご利用者の求めに応じて閲覧できるようにいたします。
- ⑥ご利用に対する身体的拘束その他行動を制限する行為を行いません。ただしご利用者または他のご利用者等の生命、身体を保護するために緊急やむを得ない場合には、記録を記載するなど、適正な手続きにより身体等を拘束する場合があります。
- ⑦第二大和の里及びサービス従事者または職員は、サービスを提供するにあたって、知り得たご利用者またはご家族等に関する事項を正当な理由なく、第三者に漏えいしません（守秘義務）ただし、ご利用者に緊急な医療上又はサービス担当者会議等において必要性がある場合には、医療機関等にご利用者の心身等の情報を提供する事があります。またご利用者の円滑な退所のための援助を行う場合にも、ご利用者に関する情報を提供する事があります。

5. 施設利用の留意事項

第二大和の里のご利用にあたって、第二大和の里をご利用されているご利用者の共同生活の場としての快適性・安全性を確保するため、下記の事項をお守りください。

(1) 持ち込みの制限

ご利用にあたり、以下のもの以外は原則として持ち込むことができません。

ただし、事前にご相談いただいた物品等で、管理者が認めた場合は、この限りではありません。

衣類、日用品、テレビ等

以下のものは原則として持ち込むことができません。

※はさみ、針、ナイフ等、人に危害を加える恐れのある物等。

(2) 面 会

面会時間 10:00～16:00

※時間外の面会については、必ずその都度職員にお申し出ください。

※なお、来訪される場合、お餅等のどに詰まりやすい食べ物や生ものの持ち込みもご遠慮ください。

※感染症等の理由により、面会についてはテレビ会議システム等を用いることにより代える場合や実施を制限する場合があります。

(3) 外出・外泊（契約書第 25 条参照）

外出、外泊をされる場合は、事前にお申し出下さい。但し、外泊については、最長で月 7 日間といたします。

(4) 食 事

食事が不要な場合は、前日までにお申し出下さい。前日までに申し出があった場合に 5.(1) に定める「食事に係る自己負担額」は減免されます。

(5) 施設・整備の使用上の注意（契約書第 11 条、第 12 条参照）

○居室及び共用施設、敷地をその本来の用途に従って利用して下さい。

○故意に、またはわずかな注意を払えば避けられたにもかかわらず、施設、設備を壊したり、汚したりした場合には、ご契約者に自己負担により原状に復していただくか、相当の代価をお支払いいただく場合があります。

○ご利用者に対するサービスの実施及び安全衛生等の管理上の必要があると認められる場合には、ご利用者の居室内に立ち入り、必要な措置をとることができるものとします。ただし、その場合、ご本人のプライバシー等の保護について、十分な配慮を行います。

○第二大和の里の職員や他のご利用者に対し、ハラスメントその他迷惑行為、宗教活動、政治活動、営利活動を行うことはできません。

(6) 喫 煙

施設内での喫煙はできません。

6. 損害賠償について（契約書第 13 条参照）

第二大和の里において第二大和の里の責任によりご利用者に生じた損害については、第二大和の里は速やかにその損害を賠償いたします。守秘義務に違反した場合も同様とします。

ただし、その損害の発生について、ご利用者に故意又は過失が認められ、かつご利用者の置かれた心身の状況を斟酌して相当と認められる場合には、第二大和の里の損害賠償責任を減じる場合があります。

7. 事故発生時の対応

○第二大和の里は、ご利用者に対する指定介護福祉施設サービスの提供により事故が発生した場合は、速やかに市町村、ご利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

○第二大和の里は、事故が生じた際にはその原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

令和 年 月 日

指定介護老人福祉施設サービスの提供の開始に際し、本書面に基づき重要事項の説明をいたしました。

指定介護老人福祉施設 第二大和の里（ユニット型）

説明者氏名 生活相談員 署名： _____ 印

私は、本書面に基づいて事業者から重要事項の説明を受け、指定介護福祉施設サービスの提供開始に同意しました。

契約者住所

氏 名 印

代理人住所

氏 名 印

附 則

１．この重要事項説明書は、平成１２年４月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成１６年４月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成１７年４月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成１７年１０月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成１８年４月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２２年１月６日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２３年６月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２４年４月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２４年５月２８日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２５年１月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２５年７月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２５年９月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２６年１月２１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２６年２月１０日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２６年２月２５日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２６年４月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２７年２月１日より施行する。

附 則

１．この重要事項説明書は、平成２７年４月１日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成27年8月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成28年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成28年6月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成28年8月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成28年10月20日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成29年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成30年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成30年8月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、平成31年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和元年6月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和元年10月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和2年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和2年7月31日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和3年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和3年8月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和4年1月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和4年3月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和4年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和4年10月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和4年11月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和6年4月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和6年8月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和6年9月1日より施行する。

附 則

1. この重要事項説明書は、令和7年8月1日より施行する。